

# 測量業務委託等特記仕様書

## 第1章 総則

(適用)

第1条 本特記仕様書は、「総合福祉センター実施設計業務」のうち、外構及び駐車場等の整備に係る測量業務及び用地調査等業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 この特記仕様書は、「宮崎県公共測量作業規程」（平成20年7月）、「測量業務共通仕様書」（令和7年4月 宮崎県県土整備部）、「用地調査等業務共通仕様書」（令和6年5月 宮崎県県土整備部）及び調査職員の指示に従い実施する。

3 本業務の数量・規格等は、単価抜設計書の「設計業務費内訳表」の費目工種種別細別・規格、数量(単位)、「明細表」の名称・規格、数量(単位)、「単価表」の名称・規格、数量(単位)によるものとする。

## 第2条 用地調査等業務

1 用地調査等業務の履行に当たって必要となる立会証明書の様式は宮崎地方法務局土地建物実地調査要領(以下「土地建物実地調査要領」という。)附録第12号様式によるものとする。

2 不動産の現況を示した土地実地調査書の様式は、土地建物実地調査票附録第3号様式によるものとする。

## 第3条 機器の検定

受注者は、測量に使用する機器について「宮崎県公共測量作業規程」に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定証明書を提出すること。

## 第4条 精度管理

宮崎県公共測量作業規程第13条3項に定めるものとし、点検測量率について調査職員の指示によるものとする。

## 第5条 安全管理

測量実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、特に道路上の作業時には、交通整理員や安全標識等を設置して、作業中の安全に留意しなければならない。